国立大学法人岡山大学副理事の設置に関する要項

平成23年4月1日 学 長 裁 定 改正 平成26年6月30日 平成27年6月30日

(設置)

第1条 国立大学法人岡山大学(以下「本学」という。)に,理事の職務の円滑な執行に 資するため,副理事を置くことができる。

(職務)

第2条 副理事は、理事の担当業務を補佐する。

(任命)

第3条 副理事は、本学の職員のうちから、各理事の推薦により、学長が任命する。 (任期)

第4条 副理事の任期は、当該副理事を推薦した理事(以下「推薦理事」という。)の意見を聴いて、3年を超えない範囲内で、学長が定める。ただし、副理事の任期の末日は、推薦理事の任期の末日以前でなければならない。

(報酬)

- 第5条 副理事には、報酬として、月額50、000円を支給する。
- 2 副理事となる職員に対する国立大学法人岡山大学職員給与規則(平成16年岡大規則 第14号)の適用については、副理事は管理職員とみなし、前項の報酬は管理職手当と みなす。
- 3 副理事と学部長又は研究科長を兼ねている場合にあっては、支給する管理職手当に 50,000円を加算する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、副理事に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成26年7月1日から施行する。

附則

- 1 この要項は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に副理事であった者で施行日 以後も引き続き副理事であるもの(施行日以降に再任された者を除く。)の報酬の月額 は、なお従前の例による。